保護者各位

日野市子ども部子育て課

　このたび、学童クラブの入所申請を受付いたしましたが、入所審査にあたり下記の事項について、 ご了承いただきますようお願いします。

記

1　児童が安全に過ごすことができるよう、以下の項目手順により施設環境を整えた上での入所決定になります。整うまで入所をお待ちいただくことや、体制が整う学童クラブへ入所決定する等の調整をさせていただきます。

2　入所審査にあたり「学童クラブ入所審査会」、「受入条件検討会」及び、状況により「保護者面談」を実施し、児童を安全に受け入れるための検討を行います。検討にあたり、職員が保育園や学校等からのヒアリングを実施し、また、保育園や学校等での児童の様子を観察し、先生からお話を伺います。

3　育成中に児童自身が医療行為に準ずる行為（自己注射、服薬等）を行う場合、または、医療に関係する対応等で特別な配慮が必要となる際は、医師の意見書、指示書等をいただくことがあります。必要によっては、医療機関へのヒアリングを行うことがありますのでご協力ください。

4　学童クラブ職員による児童への医療行為（薬の投与等）はできません。また、緊急時には学童クラブから保護者の方へ連絡をいたしますので、お迎えに来ていただく等の対応をお願いいたします。

5　障害のある児童は、学童クラブへ入所の際に保護者（高校生以上の家族等）のお迎えが必要となります。　（学童クラブ職員による送迎はできません）

6　学童クラブを一定期間ご利用いただいた上で、育成の状況により、その後の学童クラブでの育成等について保護者面談を行う場合があります。